

令和8年度大阪"健康寿命延伸"官民共創プログラム

YARUDE 健活 パートナー企業募集要項

1 コンセプト

大阪府では、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」をめざし、市区町村と連携しながら、生活習慣病の発症予防や重症化予防など、府民の健康づくりに取り組んでいます。一方で、住民の健康課題や生活習慣、地域特性は市区町村ごとに異なり、それぞれの地域に応じた健康施策が求められています。また、行政だけでは解決が難しい課題も多く、企業等が持つ技術やサービスを活用した新たなアプローチが期待されています。

「YARUDE健活」では、府内市区町村が抱える健康課題に応じた、企業等が有するヘルスケア技術・サービスのノウハウを活用し、柔軟な発想を活かした解決策（共創プロジェクト）を募集します。市区町村とのマッチングから実証事業の実施、事業化までを一体的に支援し、地域課題の解決と府内全域への横展開につながる新たなヘルスケアソリューションの創出をめざします。

2 募集概要

（1）募集内容

本プログラムでは、大阪府内の市区町村との官民共創を通じて、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」に向けた地域の健康課題の解決をめざし、企業等が有する技術・サービスのノウハウを活用した提案・解決策（共創プロジェクト）を募集します。企業等からの提案内容をもとに、各市区町村が抱える健康課題や地域特性との親和性を踏まえてマッチングを行い、プログラム運営事務局による伴走・ブラッシュアップ支援を通じて、共創プロジェクトの具体化を進めます。

スケジュール（予定）

9月30日 応募締切

10月中旬～ 書類・面談選考

選考結果については、結果にかかわらず、メールにて通知する予定です。

10月下旬 市区町村・共創先事業者の決定・採択（マッチング）

11月上旬～12月下旬 実証事業計画（共創プラン）策定

12月中旬 ピッチ審査会（実証事業実施支援時期の決定）

2027年1月以降 **2026年度支援先実証事業開始**（4市区町村程度）

2027年4月以降 **2027年度支援先実証事業開始**（4市区町村程度）

※予定は変更の可能性があります。

〈参加市区町村／課題テーマ〉※五十音順

- ・大阪市：食生活の見える化から始める高血圧抑制プロジェクト
- ・大阪市西区：図書館×公共空間×デジタルで創る！ジブンゴトとしての健康習慣「おもろいやん！健活」
- ・貝塚市：働く世代の高血圧予防！～車移動が多い地域の無理なく健康投資～
- ・門真市：働き世代のがんの早期発見・早期治療を目指す
- ・泉南市：30～40代働く世代のプレフレイル対策に向けた行動変容の実現
- ・大東市：働く世代の「食」と「運動」でつくる健康習慣の実現

- ・田尻町：日常生活で我慢することなく「減塩」を実現できるソリューションの展開
- ・寝屋川市：「健康寿命延伸」の実践！シルバー世代の運動定着プロジェクト
- ・阪南市：朝食習慣化&禁煙へ！「自然と続く」行動変容モデル
- ・八尾市：働く世代の生活動線に溶け込む習慣改善プロジェクト

（２）募集対象

大阪府内10市区町村が提示する健康課題の解決につながる技術・サービスのノウハウを有する企業
法人登記がなされていること。所在地や企業規模は問わない。

（３）支援内容

①支援期間

2026年11月頃～2028年3月頃（予定）

※共創プロジェクトにより支援期間が異なります。実証事業計画の際に調整させていただきます。

②支援内容

- ・実証事業計画の作成
- ・実証事業計画の実行支援
- ・実証事業実施費用の支払い

※2026年度200万円（税込）を上限として、採択企業に対し、府から費用を支払う予定です。2027年度も実証事業継続を想定し、同程度の予算を確保したいと考えておりますが、予算編成の結果、変更となる場合があります。

※2027年度に開始する実証事業についても、実証事業実施にかかる支援として、先行事業と同程度の予算を確保したいと考えておりますが、予算編成の結果、変更となる場合があります。

（４）応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

① 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期

間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

② 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

③ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

④ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

⑤ 消費税及び地方消費税を完納していること。

⑥ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

⑦ 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

⑧ 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(5) 審査基準

- ・ 課題の理解度・適合性
- ・ 解決策の妥当性・有効性
- ・ 実現可能性・持続可能性
- ・ 共創体制・姿勢・実績

※ 審査対象からの除外(失格事由)

- ・ 虚偽の内容で申請した者
- ・ 応募書類の提出後、「(4) 応募資格」の要件を満たさないことが認められた者
- ・ 選考の公平性に影響を与える行為をした者
- ・ 募集要項に違反すると認められる者
- ・ その他不正な行為を行ったと認められる者

(6) 応募方法

- YARUDE健活のウェブサイトから応募すること。
<https://eiicon.net/about/yarude2026/>
- 2026年9月30日（水）23時59分を受付期限とする。
- 応募内容の特許等の法的保護については、応募者の責任において対策を講じたうえで、一般に公表しても差し支えない内容とすること。
- 選考の結果等、個別の問い合わせには応じません。

3 問い合わせ先

実施主体 大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課

運営事務局 株式会社eiicon

問合せ先 メール：yarude-kenkatsu@eiicon.net

担当：YARUDE健活事務局 森・平井